



百科



☎は問い合わせ先です

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

平成12年度(平成12年4月から平成13年3月まで)の国民年金保険料の納め忘れはありませんか。市役所で発行した納付書や未納通知ハガキで保険料が納められるのは、4月27日までです。もう一度確認ください。

老齢基礎年金繰上請求の減額率を改定

昭和16年4月2日以降に生まれの方が、60歳0カ月～64歳11カ月までの間に繰上請求をする場合の減額率は、1カ月(0.5%)単位で最大30%の減額となります。

【参考例】

年齢	新減額率	旧減額率
60歳	30%	42%
61歳	24%	35%
62歳	18%	28%
63歳	12%	20%
64歳	6%	11%

昭和16年4月1日以前に生まれの方については、従来どおり(旧)の減額率となります。

主な年金額

老齢基礎年金(満額)	804,200円
障害基礎年金	(一級) 1,005,300円 (二級) 804,200円
遺族基礎年金	(18歳未満の子一人の場合) 1,035,600円
老齢福祉年金	412,000円

☎市民課国民年金係
222 1312

平成13年度福祉タクシー利用助成券を交付します

福祉タクシー利用助成券を利用できる会社が平成13年度からこれまでの白石タクシー、菊地タクシー、観光タクシーのほかに、福祉タクシーひまわり(福岡蔵本字下り川2番11 ☎256199)が加わりました。



交付対象者は昨年と変更ありませんので、該当される方はお早めに交付申請をしてください。

対象者

- ①身体障害者手帳「1級」「2級」および「3級」をお持ちの方
 - ②療育手帳「A」をお持ちの方
 - ③特別児童扶養手当証書「1級」をお持ちの方
 - ④精神障害者保健福祉手帳「1級」および「2級」をお持ちの方
- ただし、施設入所者は除きます。

手続きに必要なもの

1. 印鑑

2. 身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、精神障害者保健福祉手帳のいずれか

みんなで防ごう 山林火災

春先は低気圧が発生しやすく、日本の上空を通過するとき乾燥した強い風が吹くため、火災が起りやすくなります。

強風の吹く2月から5月の間は空気が乾燥し、山火事が多くなります。その原因は、たばこの投げ捨てなど不注意な火の取り扱いによるものが大半を占めています。山火事に対する予防意識を高め、山でのマナーを最低限守ることが、私たちの貴重な緑を守るための第一歩です。

山でのたばこは厳重注意

山ではたばこを吸わないように心がけましょう。

たばこのポイ捨ては絶対にしないこと。

たばこを吸うときは、ポケット灰皿などを利用しましょう。

平成13年全国統一標語
「育てたい」

☎白石消防署 ☎252259

きちんと始末しなくちゃね



介護保険料 質問箱

Q. 私は昨年65歳になったため、介護保険料を納めるようになりました。年度の途中で65歳になった場合は、年金からの天引きはできないと聞いたのですが、今年度は天引きになるのでしょうか？それとも納付書での納付が続くのでしょうか？

A. 介護保険料の仮徴収が始まります。徴収の方法ですが、仮徴収の間は、昨年度年金から天引きされていた方のみそのまま天引きが続き、納付書による納付だった方へは今月中旬に納付書をお送りいたしますので、そちらで納めていただくようになります。

介護保険料は、第一号被保険者本人の所得や、住民税の課税状況

および世帯内全員の住民税の課税状況により算定されます。また、それに伴い、年金から特別徴収を行う依頼を社会保険庁に行います。

4月の時点では、まだ所得が確定していませんので、前年度の介護保険料を基礎として暫定的に賦課し、8月の本算定で調整します。また、10月から年金天引きに切り替わる方には、あらかじめお知らせいたします。

もし、昨年の所得が少なくなり、平成13年度の保険料額が平成12年度の保険料額の2分の1以下になるときは、仮徴収保険料額を修正することが出来ます。通知書到着後30日以内に、印鑑と通知書を持って税務課までお申し出ください。

納付書で納付する方には、口座振替をお勧めします。

☎税務課介護保険料係
222 1313

国保税 Q&A

Q. 毎年4月に届く国保税暫定通知書の内容を教えてください。

A. 国保の税額は、所得や固定資産税額が確定するまでは計算できないのですが、それまで税収が無くなり、医療費の支払いができません。また、暫定賦課をしないと納期の回数が減り、1回当たりの税額も大きくなって

まいります。そこで前年度の税額を基礎として暫定的に賦課してまいります。

もし所得が減り、今年度の税額が前年度の2分の1以下になることが認められたときには、税額を修正することが出来ます。税務課に印鑑と通知書を持って4月中にお申し出ください。

4月は国保税第1期の納期です。

春の交通安全 市民総ぐるみ運動

実施期間 4月6日(金)から15日(日)までの10日間

運動の重点目標

- ・自転車の安全利用の推進
- ・シートベルトとチャイルドシートへの着用の徹底
- ・子供と高齢者の交通事故防止

昨年、白石市では交通事故で5人の尊い命が失われております。悲惨な事故を無くし、「くらし日本一のまち」実現のためにも、市内においてより一層の交通安全思想の普及と意識の高揚を推進してまいります。

固定資産課税台帳を縦覧しています

期間 3月30日(金)～4月20日(金)の土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

場所 税務課(市役所1階)

縦覧できる方

平成13年1月1日現在の所有者、納税義務者(同居親族を含む)もしくは委任状を持参した方など宅地評価の基礎となる路線価を公開しています。窓口でどなたでも無料でご覧になれます。

☎税務課 ☎222 1313

春の消防演習 市内一斉サイレン

白石市消防団では、4月15日(日)午前8時30分より白石第一小学校校庭(雨天時は同校体育館)において、春の消防演習を行います。

当日、団員招集のため午前7時に市内一斉にサイレンの吹鳴および打鐘をいたしますので、火災と間違えないようご注意ください。

☎生活環境課
222 1314

青い鳥郵便はがきを配布します

障害者の福祉に対する国民の理解と認識をさらに深めることを目的に「青い鳥郵便はがき」を発行します。

発売日 4月20日(金)

配布対象者 身体障害者(1級・2級)、知的障害者(療育手帳「A」もしくは1度・2度)の方へ、一人につき20枚を無料で差し上げます。

一般の方にも販売しています。

受付期間 4月2日～5月31日

申し込み方法 郵便局備え付けの用紙で申し込みください。(手帳をご持参願います。)

☎白石郵便局郵便課
225 2743

満77歳～満87歳の方には敬老祝金を贈呈します

本年12月31日までに満77から99歳(明治35年1月1日から大正13年12月31日までの出生者)になられる方で、本年3月31日現在において日本の国籍を有し、白石市に住所を有する方に敬老祝金を贈

呈します。

なお、民生・児童委員を通して4月末から該当者の自宅にお届けします。

☎福祉事務所総務係
222 1400